

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

猿払村の人口は、全国や他市町村と比べ緩やかながらも将来的には人口が減少していくことが懸念されている。(S60:3,374人→H12:2,980人→H27:2,720人 国勢調査)人口の減少とともに高齢化と生産年齢人口の減少が進行しているが、高齢化率は22.2%(平成27年国勢調査)で、近年はほぼ横ばいであり、北海道の市町村では三番目に低い値となっている。(S60:11.6%→H12:20.5%→H27:22.2% 国勢調査)一方、生産年齢人口は約3割が減少した。(S60:2,291人→H27:1,636人 △28.6%国勢調査)

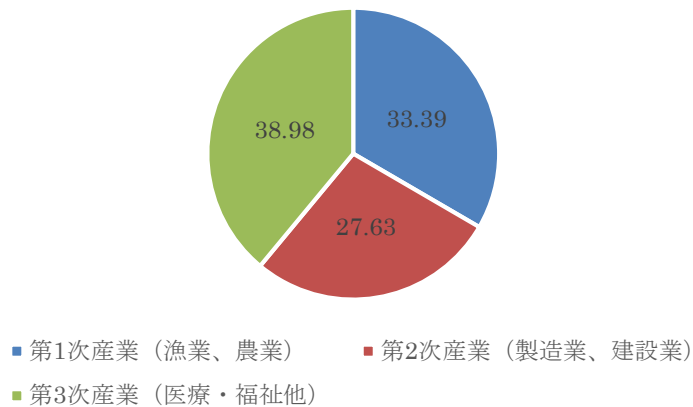
猿払村の基幹産業は、天然ほたて貝の水揚量日本一を誇る漁業と、付随する製造業、また、広大な牧草地を活用した酪農業となっている。産業構造割合については、漁業者が約21%、次いで製造業が20%、農業者が12%、建設業、医療・福祉が7%と続いており、農・漁業者及び製造業が多くを占め、その他小規模な企業等、ほとんどが中小企業者で構成されている地域である。中小企業者の生産設備については老朽化が進んでおり、村内で耐用年数を超える機械及び装置の割合が54%と半数以上となっている。また、生産年齢人口の減少が進んでおり、中小企業者の労働力の確保及び生産性の向上も課題となっている。

【表】猿払村の産業構造

	従事者数(人)	割合(%)
第1次産業	544	33.39
第2次産業	450	27.63
第3次産業	635	38.98

※国勢調査

産業構造（従事者別）



（2）目標

厳しい事業環境、限られた労働力の中にあつて老朽化が進む設備等を抱える企業等においては、生産性を維持しつつ労働荷重を軽減する必要があることに加え、如何に事業を維持・向上を図るかが課題となることから、IoTなどの新しい技術を活用した生産性と生産効率の高い設備や、作業効率の高い機械設備等の導入を支援し、業務の効率化と労働生産性の向上を図る。具体的には、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において対象とする先端設備等の種類については、村内企業等の先端設備等を広範に対象とし、生産効率等の向上を図ることが必要であることから、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

（1）対象地域

村内の全ての企業等に先端設備等の積極的な導入を促すため、村内一円を対象とする。

（2）対象業種・事業

村内の全ての企業等に先端設備等の積極的な導入を促すため、全ての業種を対象とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は多様であることから、本計画において対象とする事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業すべてとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

雇用の安定に寄与することについても本計画にて配慮すべき事項であり、人員削減を目的とした取組は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

また、健全な地域経済の発展に配慮するため、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。